

産業廃棄物適正処理に係る業種別事例集

～公務編～のご紹介

第5回 岐阜県関市 浄化センターの事例

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センターでは、環境省から委託を受けて、自治体や国(省庁)が産業廃棄物の適正処理や電子マニフェスト普及促進のために活用できるものとして、公務(上下水道業を含む。)を対象に、排出事業者における産業廃棄物の適正処理に関する取組事例や電子マニフェストの活用事例を調査し、排出事業者責任の徹底と産業廃棄物の適正処理に関する体系立った理解や意識の向上を促すことを目的とした事例集を作成しました。(令和4年3月)

第5回は、事例集の中から関市 浄化センターの取組事例を一部抜粋し掲載します。

はじめに

関市では、焼却施設を保有しない田原下水処理場、白金下水処理場、広見下水処理場から排出される下水汚泥(濃縮汚泥)を、収集運搬業者に委託して関市浄化センターに運搬し、関市浄化センターから排出される下水汚泥とあわせて、関市浄化センターが保有する汚泥処理施設で脱水、焼却を行って、汚泥焼却灰を最終処分業者に委託して埋立処分している。同浄化センターでは、平成26年10月より電子マニフェストを利用している。

1 事務所概要、実績

○ 事務所概要

- ・ 所在地：岐阜県関市倉知2031番地
- ・ 処理場：関市浄化センター
- ・ 水洗化人口：55,185人(令和3年4月1日現在)
- ・ 処理能力：41,400 m³/日

○ 排出する主な産業廃棄物の排出量(令和2年度実績)

産業廃棄物区分	排出量	
普通産業廃棄物	焼却灰	181 t
	汚泥	28 t
特別管理産業廃棄物	廃酸	2 t

※ 汚泥の内訳は、有機性汚泥が10 t、し渣汚泥が10 t、汚泥砂が8 tである。

※ 廃酸は放流水の水質検査で使用する試薬である。

○ 主な発生物の処理方法

- ・ 田原下水処理場、白金下水処理場、広見下水処理場から排出される下水汚泥(濃縮汚泥)は収集運搬業者に委託して、バキューム車で関市浄化センターまで運搬
- ・ 関市浄化センターの汚泥処理施設にて、田原下水処理場、白金下水処理場、広見下水処理場で発生した下水汚泥と併せて、脱水、焼却
- ・ 焼却に伴い発生する汚泥焼却灰は、1 m³フレコン袋に詰め、関市浄化センター内に仮置きした後に、全量を最終処分業者に委託して、埋立処分

2 委託先処理業者選定

○ 委託先処理業者の選定等

- ・ 関市の入札参加資格を持っており、下水汚泥を取扱うことができる産業廃棄物収集運搬業者、処分業者と随意契約
- ・ 関市浄化センター、田原下水処理場、白金下水処理場、広見下水処理場から排出する産業廃棄物の処理はすべて電子マニフェストを利用しており、電子マニフェストに加入していることを業者選定の際の望ましい条件としている。電子マニフェストに加入していない業者には、処理委託前に電子マニフェストに加入するよう依頼
- ・ 実地確認は、中間処理業者及び最終処分業者を対象に、1施設あたり1年に1回、2名の職員で実施(所要時間：2時間程度/回)

【実地確認事項】

- ▶ 産業廃棄物の処理工程や保管状況等、特に産業廃棄物が整理整頓されているか、処理能力以上の廃棄物が保管していないか等
- ▶ 最終処分場への実地確認では、最終処分場の残余容量等

3 委託契約・事前打合せ

○ 委託契約

- ・ 関市浄化センターが産業廃棄物処理委託契約を締結している処理業者は計4社（収集運搬業者のみの委託：2社、中間処分業者のみの1社、収集運搬と最終処分業者の委託1社：令和2年度実績）
- ・ 委託契約は関市浄化センターが廃棄物処理法で定める記載事項を確認し、契約書を作成

○ 廃棄物の引渡し時の手順に関する打合せ

- ・ 処理業者とは契約時に産業廃棄物の性状や量、過積載の防止対策、電子マニフェストの運用方法等について打ち合わせ
- ・ 収集運搬車両に搭載されたクレーンは計量ができるものであるため、収集運搬車両のクレーンを用いて、下水汚泥が収納されたフレコン袋を車両に積み込む際に、過積載とならないよう、計量

4 電子マニフェストの利用状況

○ 電子マニフェストの運用方法

- ・ 関市の名義で電子マニフェストに1加入し、各下水処理場にサブIDを割り振って、各下水処理場の担当者が電子マニフェストを入力等の操作
- ・ 関市浄化センターでは、担当者2名が電子マニフェストの入力作業等の廃棄物処理に係る実務を担当
- ・ 受渡確認票は関市浄化センターの担当者が印刷し、廃棄物の引渡しと同時に、収集運搬業者に受渡確認票を手渡し
- ・ 関市浄化センターでは、廃棄物を引渡しから3日以内に電子マニフェスト登録

○ 電子マニフェストの年間登録件数

116件*（令和2年度実績）

※ 関市浄化センターが排出事業者として登録し

た電子マニフェスト件数

- ・ 関市浄化センターにおけるマニフェストの電子化率は100%であり、紙マニフェストは不使用
- ・ 上記のほかに、田原下水処理場、白金下水処理場、広見下水処理場が排出して関市浄化センターに持ち込まれた下水汚泥に関する電子マニフェストの件数は1,211件（令和2年度実績）

○ 電子マニフェスト導入の経緯、効果

- ・ 電子マニフェストの導入当初は、関市浄化センターの委託先の中に電子マニフェストを使用していない収集運搬業者もあったため、既に電子マニフェストに加入していた収集運搬業者、処分業者との間で電子マニフェストによる運用を開始し、加入していない収集運搬業者への委託分は紙マニフェストにより運用。関市浄化センターでは日頃から処理業者と連絡を密にとっており、電子マニフェストに加入していない収集運搬業者に対して電子マニフェストへ加入することが可能かを相談。結果的に、2~3ヶ月後にはすべての収集運搬業者、処分業者が電子マニフェストに加入。
- ・ 導入後は1週間分の作業時間を30分程度に短縮、事務作業の負担の大幅な軽減

○ その他の取組み

- ・ 関市浄化センターの焼却施設のメンテナンスや故障、委託先処理業者の行政処分や施設の故障、自然災害等で急遽、委託ができない場合に備え、複数の委託先と契約している。